

平成29年度 いじめ防止基本方針

「いじめ」は、「いじめ」を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える。また、生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題でもある。

本校では、文部科学省及び新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに、学校及び学校の教職員の責務（第八条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、ここに『**関屋中学校 いじめ防止基本方針**』を策定する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 目的

「いじめ防止対策推進法」の公布を受け、本校では、すべての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に多大な影響を与えることを生徒が理解できるよう、いじめ防止の啓発活動をはじめ未然防止の対策を総合的かつ効果的に行う。

2 いじめの定義

文部科学省によれば、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為によって、心身の苦痛を感じているもの。」としている。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）、同じ塾やスポーツクラブに通うなど、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
(注5) けんか等を除く。

「いじめ防止対策推進法」（2013年6月28日法律第71号）によれば、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としている。（第二条一項）

3 学校及び教職員の責務

「いじめ」が行われず、すべての生徒が安心して学習その他の教育活動に取り組めることができるように、新潟市教育委員会、新潟市児童相談所、中央警察署（交番）等の関係機関や、保護者（PTA 育成部）、民生・児童委員等と連携を図りながら、学校全体で「いじめ」の未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒に対して「いじめ」が疑われる場合、適切かつ迅速にこれに対処する。

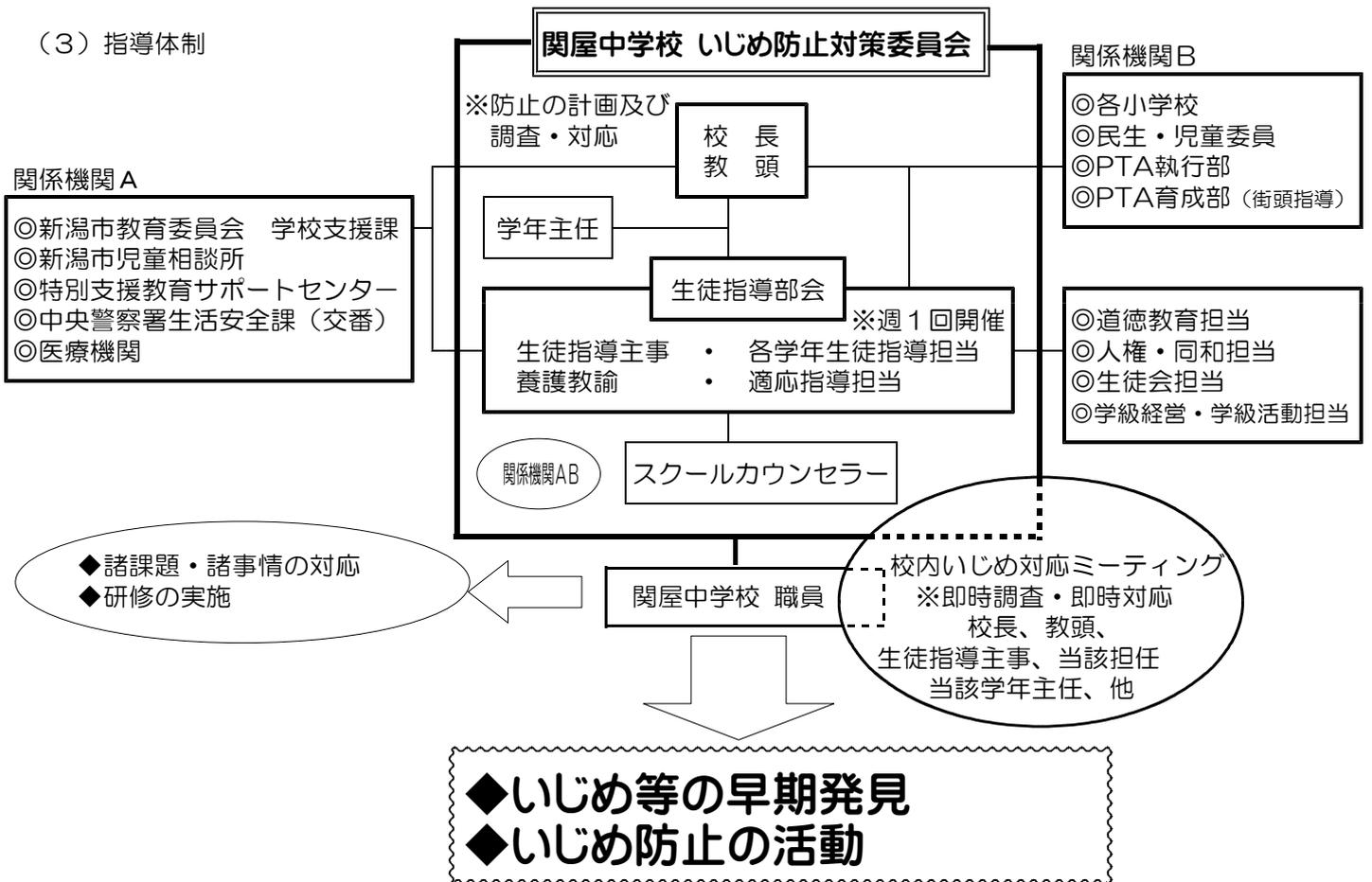
4 対策委員会（組織）について

(1) 組織名『**関屋中学校 いじめ防止対策委員会**』

(2) 対策委員会の役割

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの未然防止の体制の整備及び取組
- ③ いじめの相談・通報の窓口
- ④ いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有 <いじめ対応ミーティング>
- ⑤ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援 <いじめ対応ミーティング>
- ⑥ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑦ いじめを行った生徒に対する指導 <いじめ対応ミーティング>
- ⑧ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑨ 関係機関との連携
- ⑩ 教職員研修の実施

(3) 指導体制



(4) 連携のために留意すること

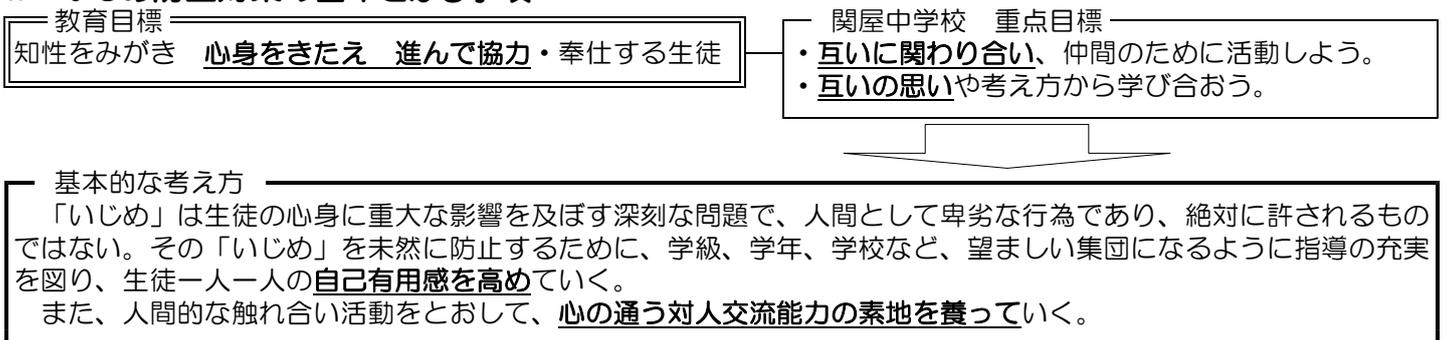
①連絡・報告の徹底

教職員は事実発生又は、注意・配慮を必要とする状況を把握した場合、即時学年生徒指導担当者に報告し、連携・相談体制・指導内容の検討を行う。

②組織的対応

生徒指導主事は報告を受けた事象を管理職（教頭・校長）に報告し、その指導のもとに全体で組織体制を整え、必要に応じて関係機関との連携推進を行う。

II いじめ防止対策の基本となる事項



1 いじめに対する基本的な対策

いじめ防止対策について、(1) 予防 (2) 早期発見 (3) 対応 (4) 連携 の4つの観点から対策を講じていく。

(1) 予防に関すること

- ①いじめを許さない、見逃さない環境（雰囲気）づくりに努める。
- ②教育活動におけるいろいろな場面で、生徒一人一人が、自己有用感、自己肯定感を高められるように指導、支援を工夫する。
- ③豊かな道徳心を培うために、道徳・人権教育の充実を図る。
- ④ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを活用した、心の教育を計画的に実践する。
- ⑤運動会（集団：異年齢集団）や音楽発表会（集団：学級）などの学校行事をとおして、他者との関わりを大切に

させる。

- ⑥「いじめ見逃しのスクール」を掲げ、生徒の主体的ないじめ防止活動（啓発活動）を推進していく。
 - ・いじめに関わる、学級や異年齢集団を用いた討議や、全校生徒が参加するパネルディスカッション等を実施する。
 - ・いじめを題材とした、劇や映像を作成するなど、全校生徒が考える場面を設定する。
- ⑦通信機器を通じて行われるいじめを防止又は効果的に対処できるように、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラルの講演会を年1回以上実施する。（7月、 月）
- ⑧いじめ防止対策に関わる研修を年間計画に位置づけ、職員の資質向上を図る。（8月）
- ⑨学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを活用する。
- ⑩常に生徒に寄り添い、生徒と教師の信頼関係を構築する。
- ⑪教職員は、「いじめは起こりうるもの」と、常に危機感をもちながら細心の注意を払って教育活動にあたる。
- ⑫学校評価で検証し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

（2）早期発見に関すること

- ①定期的にアンケート調査（「かわりアンケート」6月・11月・2月の年3回）や教育相談（5月・10月・1月の年3回）を実施することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。※実施月は原則
 - ②アンケートは学年部中心に複数で内容を確認し、いじめやその兆候の見逃しを防ぐ。また、アンケート原本（生徒が記入したもの）は卒業後3年間分まで保存する。
 - ③「ふり返りノート」（※毎日帰りの会で記入）の内容や三種類のマーク選択の様子から実態把握に努める。
 - ④いじめの兆候をいち早く察知するために、日頃から生徒と関わり（傾聴）、生徒との信頼関係を構築する。
 - ⑤昼休み、放課後の時間帯には、各学年のフロアー、トイレ、体育館、グラウンドなど、教職員が連携しながら生徒の様子を見守り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
 - ⑥養護教諭をはじめ、教科担任、部活動顧問など、いろいろな活動場面で生徒の気にかかる情報を得た場合、些細なことでも職員間で共有する。
 - ⑦保護者との連携を密にし、情報を提供してもらえるように保護者と教職員の信頼関係を構築する。
 - ⑧関係機関や地域からの情報を大切にす。
- ※中学校区いじめ防止連絡協議会 年2回、民生主任児童委員の会 年3回)

<いじめ未然防止 年間指導計画>

月	会 議	防止対策	早期発見
4			
5		出前あいさつ運動（以後、8月除く毎月）	第1回 教育相談
6		全校レク 人間関係づくり（生徒会）	第1回 かわりアンケート
7	第1回 いじめ防止連絡協議会 第1回 民生委員の会	通信機器トラブル防止講演会	
8		シャッフル給食 人間関係づくり	
9			
10		合唱交流会 人間関係づくり（音楽部）	第2回 教育相談
11	第2回 いじめ防止連絡協議会 第2回 民生委員の会	いじめ見逃しのスクール集会（生徒会）	第2回 かわりアンケート
12			
1			第3回 教育相談
2		新入生保護者対象通信機器トラブル防止講話	第3回 かわりアンケート
3	いじめ防止対策委員会 第3回 民生委員の会	新入生事前指導	

(3) 対応に関すること

- ①いじめが予見又は認知された場合、迅速に適切な初期対応を行う<校内いじめ対応ミーティング>。
- ②常に被害者の立場に立った対応を心がける。
- ③『校内いじめ対応ミーティング』、状況に応じて『いじめ防止対策委員会』を中心に、組織的な対応により早期解決を図る。
- ◆いじめが予見又は認知された場合、以下の手順で進む。

	段 階	留 意 点
①	『校内いじめ対応ミーティング』招集 速報→即時協議・調査・対応（含指導）	○内容、状況によって関係機関との連携を視野におき、 『いじめ防止対策委員会』に替える。
② ↓	『いじめ防止対策委員会』を立ち上げる	○管理職へのすみやかな情報伝達 ○迅速に立ち上げ、適切な初期対応
③ ↓	実態把握する	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握
④ ↓	方針を決定する	○必要に応じて関係機関への協力依頼 ○指導役割の分担（校内、関係機関） ○全職員、関係者間の共通理解
⑤ ↓	指導・支援を行う	○被害者の心理理解 ○原因の把握 ○当事者（被害者・加害者）の保護者との連携 ○加害者の指導・反省 ○被害者と加害者の融和
⑥	継続支援を行う	○正確な経過観察 ○再発防止 ○被害者・加害者の保護者への継続支援

(4) 連携に関すること

①家庭との連携

- ・PTA活動、保護者懇談会、部活動保護者会などあらゆる場面や機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- ・学校だより、学校ホームページ等を活用しながら、適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。
- ・ネットモラルの啓発と協力をお願いします。

②地域、関係機関との連携

- ・中学校区の小中連携の「あいさつ運動」を展開し、あいさつを盛り上げることをとおして、他者との関わりを大切にする姿勢を養う。
- ・定期的に中学校区いじめ防止連絡協議会、民生主任児童委員の会を開催し、情報提供を受けるとともに連携を深める。
- ・中学校区の四小学校（浜浦小学校・関屋小学校・有明台小学校・青山小学校）と、いじめに関わる事実の提供や情報収集をきめ細かく行い、連携を深める。

2 重大事態が発生した場合

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応について、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を新潟市教育委員会に速やかに報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 『いじめ防止対策委員会』を中心に、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- (3) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合、被害生徒の今後について新潟市教育委員会と協議する。
- (4) 加害生徒について、改善が図られず、被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について新潟市教育委員会と協議する。

※いじめ防止連絡協議会（定例の関係機関との情報交換会） いじめ対策委員会（いじめ発生時の対応機関）